

大会研究発表に関する規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、日本保育学会の大会において会員が研究発表を適正に行い、正式発表と認定されるための条件および規則を定める。

2 本規程は、対面開催、オンライン開催を問わず、適用される。

(発表申し込みとその受理)

第2条 大会での発表を申し込む者は、正会員であり、かつ発表前年度の9月末日までにその年度の年会費を納入済でなければならない。ただし、本学会との学術交流協定に基づき発表する者はその限りではない。

2 大会で発表する者は、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 大会で発表する者は、筆頭・連名を問わず、大会実行委員会が指定する期日までに発表申し込みをしなければならない。

(2) 大会で発表する者は、筆頭・連名を問わず、大会参加費を大会実行委員会が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別配慮すべき事情がある場合は、事前に大会実行委員会に申し出て、その許可を得ることにより、期日後に納入することができる。

(3) 筆頭発表者は大会実行委員会が指定する期日までに論文集の原稿を提出しなければならない。

(4) 上記の条件が満たされない場合は、発表申し込みは受理されない。また、受理が取り消される。

(発表研究の条件)

第3条 発表研究は、大会での発表時において未発表であるものに限る。すでに印刷製本して公表された研究(単行本、学会誌、紀要[大学、研究会、園等]、雑誌等に発表されたもの)は、大会において発表することはできない。

2 発表研究は、本学会倫理綱領に基づいていなければならない。発表者はこれを踏まえて、発表者自身の責任において発表する。

(発表に関する制約)

第4条 発表は、1人1回に限る。ただし、連名発表者となる場合は、筆頭発表を含めて3発表まで認められる。

2 同一研究については、2発表までに限る。ただし、タイトルの一部を変えても2発表を超える発表はできない。また、同一研究グループ内で発表者を分散させるなどして、複数の発表をする場合も、実質上同一研究グループによる研究である限り、2発表を超える発表はできない。

3 1発表は筆頭発表者を含め、10名を上限とする。

(発表の成立条件)

第5条 ポスター発表は、「資料の事前投稿」「質疑応答への参加」「論文集への発表論文掲載」の3条件を満たすことで正式発表と認められる。また、発表者は「発表説明責

任時間」の間、自分のポスター掲示場所に在席していなければならない。かつ、ポスターは所定の時間掲示されなければならない。

- 2 口頭発表は、「動画の事前投稿」「討論への参加」「論文集への発表論文掲載」の3条件を満たすことで正式発表と認められる。また、発表者は分科会終了前に退席することはできない。
- 3 発表者は、分科会開始前に分科会会場での受付を済ませ、その会場にて待機しなければならない。
- 4 研究発表の際、筆頭発表者は必ず分科会に出席しなければならない。
- 5 筆頭発表者がやむをえない理由で発表ができなくなった場合、事前に大会実行委員会の承認を得ることで、連名発表者（他の発表で筆頭発表者となっていない者）が筆頭発表者となることできる（筆頭発表者の交代）。座長への届け出での取り下げおよび交代は無効である。

（日本語以外で発表を希望する者の発表）

第6条 正会員で、日本語以外で発表を希望する発表者は、本人の責任で日本語への通訳者を付ける。通訳者は非会員でも良いが、発表者の責任で実行委員会へ通訳者を届ける。

なお、英語の発表はポスターのみ可とする。

- 2 正会員で、日本語以外で発表を希望する発表者が通訳者を付ける場合も、発表時間は通常通りとする。
- 3 学術交流協定に基づく発表者が通訳者を付ける場合には、口頭発表における発表時間を通常の2倍以内とする。
- 4 通訳者は分科会終了まで、発表者と同席し、通訳の任に当たらなければならない。また、通訳者を必要とする発表者は、このことについて事前に通訳者に了解を取らなければならない。

（研究発表の認定と取り消し）

第7条 すべての研究発表の終了後、研究奨励賞推薦委員会がすべての発表について本規程を遵守しているか否かを審査する。審査の結果、本規程を遵守していると認められた発表のみ、理事会の議を経て正式発表と認定する。本規程に反することが確認された発表は「発表取り消し」とされる。

- 2 筆頭発表者が無断で欠席した場合は「発表取り消し」とされる。事前に欠席を届け出た場合は「発表取り下げ」となる。

（改廃）

第8条 本規程の改廃は理事会が行う。

附則 本規程は、平成22年4月1日から施行する。

一部 平成27年9月26日改正

一部 平成30年9月1日改正

一部 平成31年2月2日改正

一部 平成 31 年 4 月 13 日改正

一部 令和 5 (2023) 年 10 月 3 日改正